

令和４年度
第３回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和４年６月２８日（火）

ところ：一宮市役所本庁舎１４０１会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第3回総会 議事録

令和4年6月28日（火）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請許可決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

議案第5号 農用地利用集積計画決定について

議案第6号 農用地利用配分計画案について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第3号 事業計画変更承認報告について

報告第4号 現況証明報告について

報告第5号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

<出席委員>

(農業委員：19名)

1 番	山内	磨砂樹	2 番	浅野	豊久
3 番	坂井	利弘	4 番	本多	幸信
5 番	伊藤	真澄	6 番	服田	裕二
7 番	森下	重信	8 番	戸松	勲
9 番	河邊	直喜	10 番	加藤	和敏
11 番	大橋	源一郎	12 番	稲垣	哲夫
13 番	伊藤	真由美	14 番	野田	正広
15 番	浅野	富士男	16 番	武田	金之
17 番	成瀬	宏満	18 番	杉本	ひろ子
19 番	江寄	正雄			

(農地利用最適化推進委員：16名)

1 番	木村	光男	2 番	今井	賢次
3 番	鷺津	富夫	4 番	蟹江	勇夫

5 番 大嶋 茂
7 番 野田 義隆
9 番 土川 猛司
1 1 番 山中 政勝
1 3 番 夫馬 政義
1 5 番 高橋 紘治
1 7 番 (欠席)

6 番 柴山 守男
8 番 吉田 善政
1 0 番 花木 定信
1 2 番 安藤 均
1 4 番 川合 一
1 6 番 後藤 守

<欠席委員>

(農業委員：0名)

(農地利用最適化推進委員：1名)

1 7 番 菱川 善也

<事務局>

事務局長 加藤 勝明
課長補佐 藤原 美乃里

専任課長 角田 篤彦
主 査 神尾 伊吹

<農業振興課>

課長 落合 邦彦
課長補佐 長澤 洋司
主任 坂口 達郎

専任課長 澤田 敦志
主任 平野 智美

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和4年度第3回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに浅野会長より、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【浅野会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっております。

ますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後２時０５分）

【浅野議長】

それでは、ただいまから、第３回総会を開催いたします。本日の出席委員は、１９名中１９名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第１「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【浅野議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。７番 森下重信委員さん、８番 戸松勲委員さんのご両名をお願いいたします。

【浅野議長】

続きまして、日程第２「第１号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題とします。

本日、市農業振興課の担当職員が同席しておりますので、除外案件につきまして説明をお願いいたします。

【落合農業振興課長】

農業振興課長の落合でございます。本日はお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の第１号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」、担当者よりご説明させていただきます。委員の皆様の慎重なるご審議を宜しく願います。

【坂口主任】

農業振興課の坂口と申します。宜しくお願いいたします。議案第１号についてご説明させていただきます。以後、着座にて失礼いたします。

本議案は、令和４年２月１６日から令和４年５月１３日までに、各事業計画者より申し出のありました、農用地利用計画の変更について記載されています。

内訳ですが、除外１０件で、関係各課との協議の結果、他法令の許認可の見込みがあることを確認しております。資料の見方について説明します。１枚めくると、見開きで上には配置図が、下には申出者や該当地の詳細図が記載してあります。番号はそれぞれ左上にあり、地図上のピンク色に塗っているところは申出地、黄色は実家や本家、事業地や既存駐車場、青色は一体利用地などを示しています。右端の「意見等」の欄は、各該当の土地改良区等より、該当案件については、いずれも“やむを得ない”との御意見をいただいています。

それでは、個々の案件の説明をします。１番から４番は分家住宅です。いずれも、申出者や家族所有の土地は、本家や実家の所在地や、面積狭小等の理由で住宅の建築ができない土地、申出地を含む青地しかなく、周辺土地の売買交渉も不調に終わったため、代わる土地はありません。申出地の立地についても、農用地区域の周辺部や、集落からの染み出し的な場所であり、除外はやむを得ないと考えます。

５番は診療所、有料老人ホームです。申出者は現在、申出地隣接地で内科医院を営む傍ら、一宮市浅野を中心に介護事業等を経営しています。診療所は、現医院では診療していない歯科・美容皮膚科を新たに、また、不足している通所リハビリ・機能回復訓練室を設ける計画をしたものです。有料老人ホームは、運営している認知症対応型通所施設や介護施設の利用者家族から老人ホームを増やしてほしいとの要望が多いため、申出地に計画をしたものです。医院の利用者や老人ホームの入所者の利便性、職員の配置や交代に対応しやすい現医院に近いことを条件に交渉を行いましたが、不調に終わったため、本件土地での申出となったものです。申出地は、南側は国道１５５号線、西側の一部は宅地に接しているため農用地区域の周辺であり、本件除外についてはやむを得ないと考えます。

６番は物流倉庫です。申出者は不動産の開発や管理を主な業務としている企業の子会社として設立されました。親会社は、これまで関東・中部・関西にて資産流動化に関する法律に基づく特定目的会社制度（特定目的会社が財務局に届出を行う事項に基づき資金調達をして土地開発から施設建設をし、この特定資産から生ずる利益によって負債の返済や配当金の分配を行う仕組み）を活用して、倉庫利用の要望が多い地区ごとに子会社（特定目的会社）を設立し、その子会社が事業主体となり土地取得から物流倉庫の建築までを行い業績を伸ばしてきました。それら既存倉庫の利用者から、中部圏、特に一宮・稲沢北インター周辺で利用できる倉庫が欲しいとの要望が多く寄せられてきましたが、対応出来る倉庫はないため、申出者が設立され、申出地に計画をしたものです。東海北陸道にアクセスしやすく、東名阪・名神高速道路にも容易に行き来しやすい一宮・稲沢北インター周辺で、計画面積を確保できることなどを条件に土

地の交渉を行いました。不調に終わったため、申出地に計画をしたものです。申出地は、西側は西尾張中央道、北側は集落の端に接しているため、農用地区域の周辺であり、関係各課、各機関と協議の上、道水路・農水管の付け替えなどの調整がされており、本件除外についてはやむを得ないと考えます。

7番から10番は駐車場です。7番は、織物の製造・販売業を主に営んでいます。以前から工場敷地内の駐車場が不足しており、従業員用の車を詰めて駐車し、また、工場見学や織物教室なども行っているため、来る方に乗り合わせをお願いして対応してきました。その上、賃借している土地所有者から返却を求められたため、申出地に計画をしたものです。土地の選定については、来客の利便性、従業員の行き帰りの安全を考え、本社工場周辺の農用地区域外で交渉を行いました。不調に終わり、本件土地での申出となったものです。申出地は、北側・南側・東側は宅地であり、農用地区域の周辺部であるため、本件除外についてはやむを得ないと考えます。8番は、金属の回収、加工処理業務を主に営んでいます。現在、事業地内に従業員の車や中型・大型車両も詰めて駐車しているため、車両の入替や、出入りする運搬車両の待機に必要なスペースはなく、近隣の交通に迷惑をかけている状態です。また、賃借している土地所有者から返却を求められたため、申出地に計画をしたものです。土地の選定については、事業の作業効率や繁忙期に帰りが遅くなる従業員の安全を考え、事業所周辺の農用地区域外で、交渉を行いました。不調に終わり、本件土地での申出となったものです。北側申出地は、北側・東側は非農地に接しており、南側申出地は南側の集落に接しているため、農用地区域の周辺部であり、本件除外についてはやむを得ないと考えます。9番は、住所地に本社、申出地南西側に一宮営業所・倉庫を構え、自動車部品の運搬を主に運送業を営んでいます。今年4月まで賃借していた倉庫の老朽化に伴い小牧営業所を閉鎖し、業務を一宮営業所に集約したが、小牧営業所で管理していたトラックは一宮営業所敷地内には駐車できるスペースはなく、可児市にある本社を往来しているため、効率が悪い状態になっています。新型コロナの影響のため以前より多めにストックを持つようになってきた上、取扱量も増加してきたため、荷物を搬入する他社トラックも増えてきました。搬入が集中する時間帯は自社トラックの駐車場が待機スペースとなるため、配送を終えて帰ってきた自社トラックが駐車できず周辺の道路で待機したり、別の場所で時間調整したりしなければならず、周辺の交通や従業員に迷惑をかけている状態のため、申出地に計画をしたものです。土地の選定については、運搬作業の効率や車両管理のため一宮営業所周辺の農用地区域外で交渉を行いました。不調に終わり、本件土地での申出となったものです。申出地は、南側・西側は宅地であるため、農用地区域の周辺部であり、本件除外についてはやむを得ないと考えます。10番は、患者が増え

ており、コロナ渦の昨年でも増えている状況です。増加した患者の対応や新型コロナウイルスの対応のため医師や看護師など増員し対応してきたため、来年度の新規採用職員分の駐車場が確保できない状態になってきました。また、手術件数の増加に伴い、病院敷地内に手術棟の増築が決まり、計画部分の駐車場の移設も必要になったため、申出地に計画をしたものです。

土地の選定については、外来患者の利便性や、交代勤務等で帰りが遅くなる職員の安全を考え、病院周辺の農用地区域外で、交渉を行いました但不調に終わり、本件土地での申出となったものです。北側申出地は、南側は宅地に接しており、南側申出地は北側・南側・西側が非農地に接しているため、農用地区域の周辺部であり、本件除外についてはやむを得ないと考えます。

以上、10件の説明とさせていただきます。宜しくお願いします。

【浅野議長】

ただいま、市農業振興課より説明がありました。

最初に、該当地区の委員さん、現地について、何かご意見があればお願いします。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

次に、他の委員さんから、ご意見・ご質疑がありましたらお願いします。

【大橋委員】

6番の案件について質問します。これは西尾張中央道沿いに建設される物流倉庫ですが、法律に則って進められるものですからやむを得ない部分もありますが、農地が減るということは、農業委員としては残念と言いますか、寂しく思います。

6番についてですが、敷地面積44,679㎡となっております。4haを超える案件については、国（農林水産大臣）との協議が必要と認識しておりますが、その辺りはどうなっているのか伺います。

【浅野議長】

農業振興課、お願いします。

【平野主任】

4haを超える農地を転用する場合には国（農林水産大臣）との協議が必要と

なります。6 番の案件につきましては、敷地面積 44,679 m²のうち、農地面積が 39,373 m²、宅地・道路・水路の農地以外の面積が 5,306 m²となっております。この案件委につきましては、転用する農地面積が 4 ha を下回りますので、協議は必要ありません。

【大橋委員】

通常の転用手続きで進んでいくわけですね。わかりました。

【浅野議長】

他にご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野会長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、第 1 号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」は、除外に対しやむを得ないものとさせていただきます。

【浅野議長】

ここで、農業振興課の職員は退席願います。

<市農業振興課職員 退席>

【浅野議長】

続きまして、日程第 3 「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたしますが、議案第 1 号 1 2 番につきましては、成瀬宏満委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会総会会議規則第 1 5 条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を先に審議させていただきますのでよろしくお願いします。

<成瀬宏満委員 退席>

【浅野議長】

事務局、議案第1号12番を説明願います。

【神尾主査】

それでは、議案第1号12番についてご説明申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。12番につきましては、経営拡張のため所有権の移転をされるものです。以上、農地法第3条許可1件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号12番については、原案どおり可決・決定することといたします。

<成瀬宏満委員 自席に戻る>

【浅野議長】

引き続き、議案第1号を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の1ページをご覧ください。引き続き、議案第1号についてご説明申し上げます。申請内容は、先ほどご審議いただきました12番を除き、所有

権移転3件、賃借権設定2件です。詳細は、2ページをご覧ください。

7番、8番につきましては、経営拡張のため所有権を移転されるものです。

9番、10番につきましては、経営拡張のため賃借権の設定をされるものです。

11番につきましては、経営拡張のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可5件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の4ページをご覧ください。議案第2号は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用1件です。詳細は、5ページをご覧ください。

3番につきましては、自己用住宅を建築するものです。農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。都市計画法上の許可につきましては、建築指導課と調整済みです。

以上、農地法第4条許可1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はござい

ませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の6ページをご覧ください。議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転15件、賃借権設定2件、使用貸借権設定8件です。詳細は、7ページから11ページとなります。7ページの38番から10ページの55番につきましては分家住宅、56番につきましては自己用住宅を建築するものです。以上、19件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。57番につきましては駐車場、11ページの58番につきましては駐車場兼資材置場、59番につきましては資材置場、60番、61番につきましては資材置場兼駐車場として利用されるものです。62番につきましては、寄宿舍建築のための資材置場兼駐車場として一時的に利用されます。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段に記載されているとおりです。

以上、農地法第5条許可25件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の12ページをご覧ください。議案第4号について、ご説明申し上げます。本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。今月の申請は2件です。詳細は、13ページをご覧ください。3番、4番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願2件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。

事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の１４ページをご覧ください。議案第５号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、１５ページから２５ページをご覧ください。１番から９１番につきましては愛知県農地中間管理機構が、中間管理権の設定のため利用権の設定を行うものです。

以上、農用地利用集積計画につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第５号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第６号「農用地利用配分計画案について」を議題といたしますが、３番につきましては、坂井利弘委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会総会会議規則第１５条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を審議させていただきますので宜しくお願いします。

<坂井利弘委員 退席>

【浅野議長】

事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の２６ページをご覧ください。議案第６号３番についてご説明申し

上げます。本案は、農用地利用配分計画案についてです。詳細は、31ページから32ページとなります。

3番につきましては、17筆、計10,820㎡について、使用貸借権を設定されるものです。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第6号3番については、原案に対し異議なしとすることといたします。

<坂井利弘委員 自席に戻る>

【浅野議長】

引き続き、議案第6号を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

引き続き、議案第6号についてご説明申し上げます。27ページをご覧ください。1番につきましては、20筆、計8,301㎡について、使用貸借権を設定されるものです。29ページをご覧ください。2番につきましては、16筆、計8,851㎡について、使用貸借権を設定されるものです。33ページをご覧ください。4番につきましては、21筆、計11,643㎡について、使用貸借権を設定されるものです。35ページをご覧ください。5番につきましては、15筆、計5,361㎡について、使用貸借権を設定されるものです。36ページをご覧ください。6番につきましては、2筆、計1,768㎡について、使用貸借権を設定されるものです。

以上、農用地利用配分計画案5件につきまして、宜しくご審議のほどお願い

いたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第6号については、原案に対し異議なしとすることといたします。

【浅野議長】

次に、日程第4「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第3号「事業計画変更承認報告について」
- ・報告第4号「現況証明報告について」
- ・報告第5号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」

を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページの6件です。4ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから8ページまでの所有権移転14件、賃借権設定1件、使用貸借権設定3件です。9ページをご覧ください。報告第3号は、事業計画変更承認報告についてです。今月の報告は、10ページの1件です。11ページをご覧ください。

い。報告第4号は、現況証明報告についてです。今月の報告は、12ページの4件です。13ページをご覧ください。報告第5号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、14ページの1件です。

以上、報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げました。宜しくお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第4号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第4号までご承認いただいたものといたします。

【浅野議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書3冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございます。

閉 会（午後2時46分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 浅野 豊久

署名者 森下 重信

署名者 戸松 勲